

## 通所支援を利用するまでの流れ

### 対象になるお子さま

心身の発達に遅れや障害のある18歳未満のお子さまが対象になります。  
対象となる要件は以下のいずれかを満たしていることが目安になります。  
詳しくは療育支援課までお問い合わせください。

#### 未就学児の場合

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。
- ・医療機関で医師から療育の必要性があると判断されている。
- ・船橋市こども発達相談センターで継続して通所相談を受けている。
- ・ひまわり親子教室、たんぽぽ親子教室、西簡易マザーズホーム、東簡易マザーズホームのいずれかに通所している又は通所が決定している。
- ・児童発達支援センターに通所している又は通所が決定している。 など

#### 小学生以上の場合

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。
- ・医療機関で医師から療育の必要性があると判断されている。
- ・特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室に通っている。 など

### 利用手続き

①

#### 利用したい事業所を決める

事業所に連絡し、空き状況の確認等をしてください。

②

#### 相談支援事業所を決める（※1）

相談支援事業所に連絡し、障害児支援利用計画案の作成を依頼してください。  
（※2）

③

#### 通所受給者証の申請をする

必要書類の確認と（※3）来庁日時のご予約のため、事前に療育支援課までお電話をいただいたうえ、窓口で通所受給者証の申請をしてください。  
（新規申請は1時間から1時間半程度かかります。お子さまの同席は不要です。）

④

#### 通所受給者証交付後、通所する事業所と契約をする

交付された通所受給者証を事業所に提示して、契約を結びます。（通所受給者証は申請後1週間から10日でご自宅にお送りします。）

- ※1 相談支援事業所は障害児支援利用計画を作成する事業所になり、通所する事業所とは異なります。市内の相談支援事業所は事業所一覧の末尾に載っています。
- ※2 相談支援事業所が見つからない場合や、保護者様等が利用計画を作成したい場合等は、セルフプランを作成することで、通所受給者証の申請を行うことが可能です。
- ※3 お子さまや世帯の状況に応じて別途書類が必要になる場合があります。